

土壤汚染情報公開台帳

整理番号	1060136	調製年月日	令和3年 3月 3日	契機	第116条第1項
所在地	(地番) 台東区駒形1-3-6、3-7	契機	(住居表示) 駒形1-3-12 年 月 日		
訂正年月日	第116条の3第1項	令和3年 3月29日			
	第116条の3第3項	令和3年 6月23日			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	田実興産株式会社 浅草サービスステーション	汚染地面積	0.00㎡	調査面積	473.58㎡
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項		対策済面積	167.66㎡		
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合はその内容					
当該土地に第122条第1項第2号の土壤がある場合はその旨 (汚染の原因が水処理め立て材に由来する場合はその旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨	該当なし				
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
	令和3年 3月 3日	鉛及びその化合物	含有量基準	株式会社アールズ環境ソリューションズ	
	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
地下水の汚染状況 (対象地境界)	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
土地の措置又は 改変状況	届出時期	着手予定時期	着手時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類
	令和3年 3月29日	令和3年 4月12日	令和3年 4月12日	令和3年 7月31日	掘削除去
	令和3年 6月23日		令和3年 6月22日		掘削除去
実施者	田実興産株式会社				汚染土壌の処理方法
浄化等処理	浄化等処理				
浄化等処理	浄化等処理				

図面類

- 1 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
- 2 当該土地に係る健康被害防止又は周辺への地下水汚染の拡大防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明示した図面
- 3 当該土地に係る汚染拡散の方法を明示した図面
- 4 対象地周辺の地図

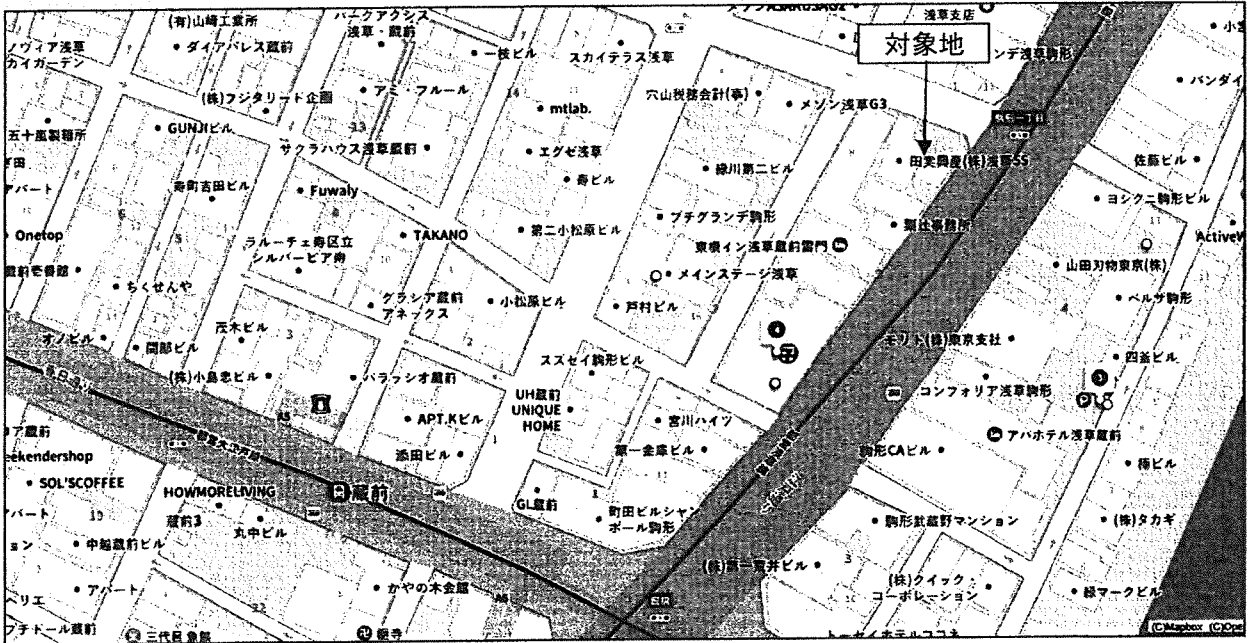
特定有害物質の使用、排出等の状況

業種及び主要製品	ガソリンスタンド（給油取扱所）・ガソリン、ハイオクガソリン 軽油
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	鉛・ベンゼン 自動車への給油
特定有害物質の使用状況	該当するガソリンスタンドは1956年（昭和31年）に設置されていることからベンゼン及び当時のガソリン中には鉛を含有する有鉛ガソリンが使用されていた。
	使用期間 1956年12月1日～2020年3月31日（ベンゼン） 1956年12月1日～1988年（鉛）
特定有害物質の排出状況	無し（自動車への給油を行っていた）
特定有害物質の使用場所等	△別紙（1、2）のとおり
地下施設の有無及び概要	保管量：第四種第一石油類 ガソリン・ハイオクガソリン50,000L 第四種第二石油類 軽油10,000L
地表の高さの変更及び地質に係る情報	無し
土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	無し
既往調査及び措置に関する情報	無し
その他特記事項	無し

- 備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。
2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

調査対象地 案内図

東京都台東区駒形1丁目3番12号（住居表示）



I. 土壌汚染概況調査

1. 調査概要

(1)調査件名

田実興産株式会社 浅草サービスステーション 土壌汚染状況調査（概況調査）

(2)調査対象地

東京都台東区駒形1丁目3番12号（住居表示）

東京都台東区駒形一丁目3-6、3-7（地番表示）

(3)敷地面積

473.58m²（CAD図より）472.69m²（土地登記簿より）465.697m²（指定作業所台帳より）

尚、本件調査についてはCAD図面積を採用した。

(4)調査期間

現地調査：令和3年1月13日～令和3年1月14日

分析期間：①土壌ガス

令和3年1月14日～令和3年1月22日

②土壌

令和3年1月15日～令和3年1月22日

(5)調査目的

本調査は、当該地におけるガソリンスタンドの廃止に伴い、東京都環境確保条例第116条に該当することから土壌汚染調査を実施し、土壌汚染の有無の確認を目的とした。

調査手法等は同条例及び指針に基づき実施した。尚、本調査における対象物質は以下の通り。

①ベンゼン・・・ガソリン中に含まれているため。

②鉛・・・・・・・・・・該当するガソリンスタンドは1956年（昭和31年）12月1日に開所されていることから当時のガソリン中には鉛を含有する有鉛ガソリンが使用されていたため。

尚、当事業所は1956年（昭和31年）12月1日に開所され、1993年（平成5年）に地下タンクの撤去等の改造が行われており、現在に至る。

(6)分析項目

土壌ガス試験（環境省告示第16号）

第一種有害物質（揮発性有機化合物）

ベンゼン／計1項目

土壌試験（環境省告示第18号19号）

第二種有害物質（重金属類）

鉛及びその化合物（含有量・溶出量）／計1項目

(7)有害物質の取扱い状況について

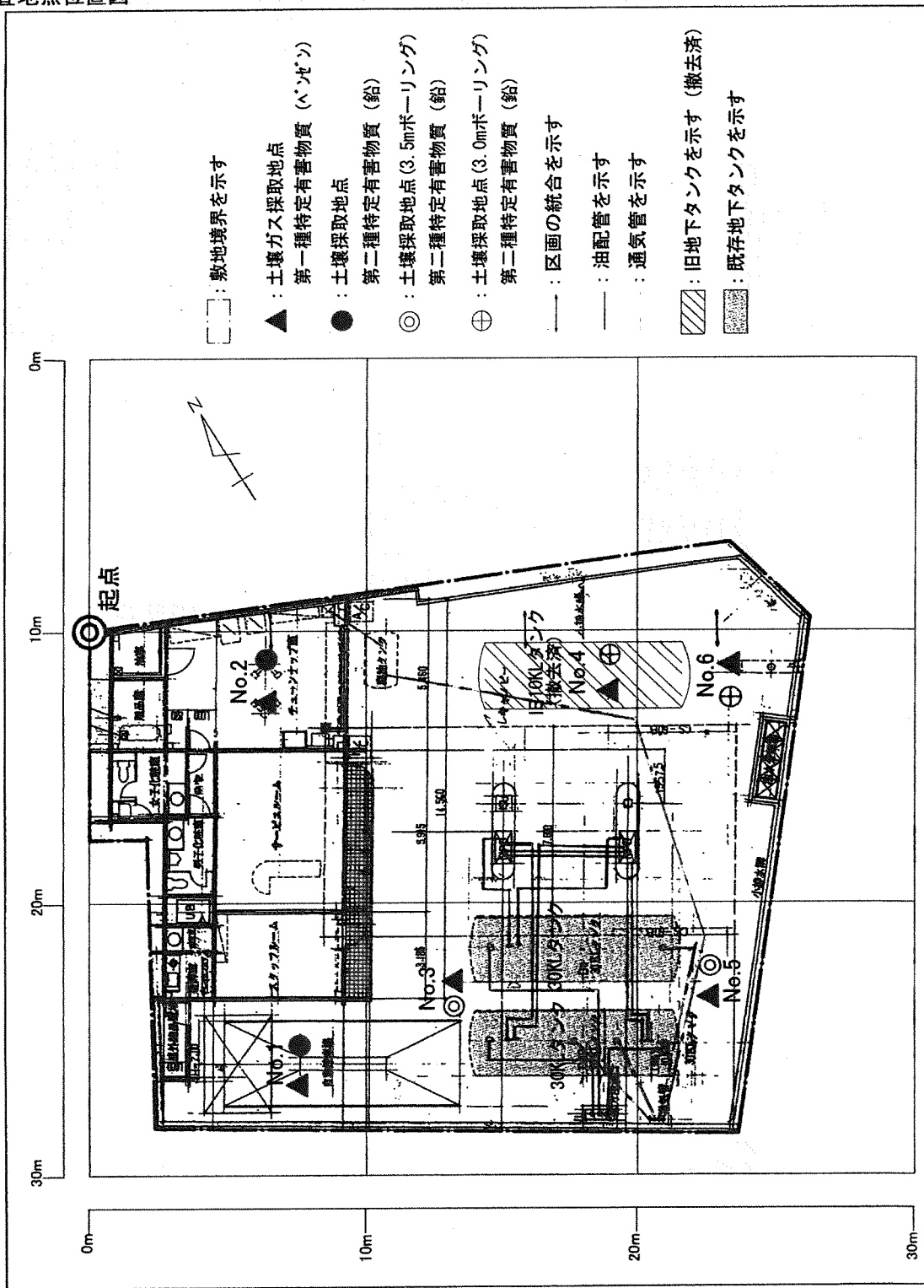
1) 有害物質取扱い状況

有害物質の取扱い状況を以下に示す。尚、有害物質の取扱い状況については、事業者へのヒアリング等により確認した。

①有害物質の使用等の状況

有害物質	使用目的	使用量	使用方法	使用設備	使用時期
ベンゼン	給油	不明	給油	給油設備	1956年12月1日～2020年3月31日
鉛(有鉛ガソリンとして)	給油	不明	給油	給油設備	1956年12月1日～1988年

4.調査地点位置図



	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
面積 (m ²)	63.85	101.91	83.94	120.93	34.6	68.35
合計 (m ²)	473.58					

図 4-1. 調査地点位置図

6. 調査方法

(1) 土壌ガス調査

① 調査項目

第一種有害物質（揮発性有機化合物）
ベンゼン / 計1項目

② 調査地点

調査対象地の最北端の地点を起点とし、その起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により格子状に調査対象地を区画（単位区画：10m×10m=100m²）する。全単位区画を採取地点とし、区画内に地下タンク、埋設配管、リフト室、洗車機及び計量器等が存在するため、その近傍で採取を行った。

（参照：図 4-1. 調査地点配置図）

※ 区画の統合

- (1) 一辺が10mに満たない半端なサイズの区画がある場合、その区画が接する区画と合わせて130m²を超えない範囲であれば、1つの区画に統合することができる。
- (2) 統合した区画が130m²以下であっても、区画の長軸が20mを超えたものは分割しなければならない。

③ 試料採取方法

ハンマードリルを用いて土間コンクリートを穿孔後にボーリングバー（探針棒）を使用して深さ80cm以上まで穿孔した後、ステンレス製の保護管を差し込む。さらに、保護管の中に0.8mのテフロンチューブに栓（シリコン製・保護管用）を装着したものを差し込み、テフロンチューブの上端をキャップで密閉。そのままの状態です30分以上放置し、捕集バッグ法によりテドラーバッグに捕集。（環境省公示第16号による土壌ガス採取方法準拠。）

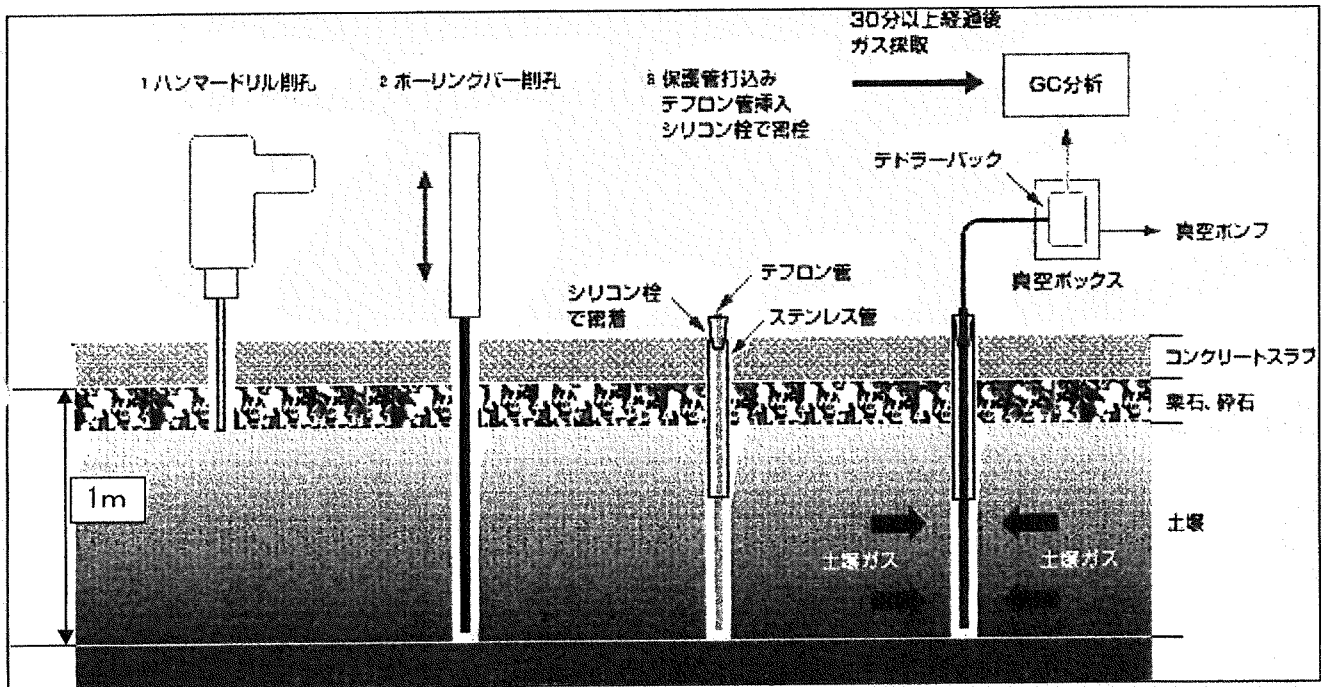


図 6-1. 土壌ガス採取概略図

(2) 土壌調査

① 調査項目

- 1) 溶出量試験
第二種有害物質（重金属等）
鉛及びその化合物 / 計1項目

- 2) 含有量試験
第二種有害物質（重金属等）
鉛及びその化合物 / 計1項目

② 調査地点

調査対象地の最北端の地点を起点とし、その起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により格子状に調査対象地を区画（単位区画：10m×10m=100m²）する。採取地点は全単位区画を採取地点とした。

区画内に地下タンク、埋設配管、リフト室、洗車機及び計量器等が存在するため、その近傍で採取を行った。
（参照：図4-1 調査地点位置図）

③ 試料採取方法

コアカッターにより土間コンクリートを窄孔し、砕石等を取り除いた面を土壌表面（土壌採取基準面）とし、自走式ボーリングマシンを使用して土壌採取を行った。

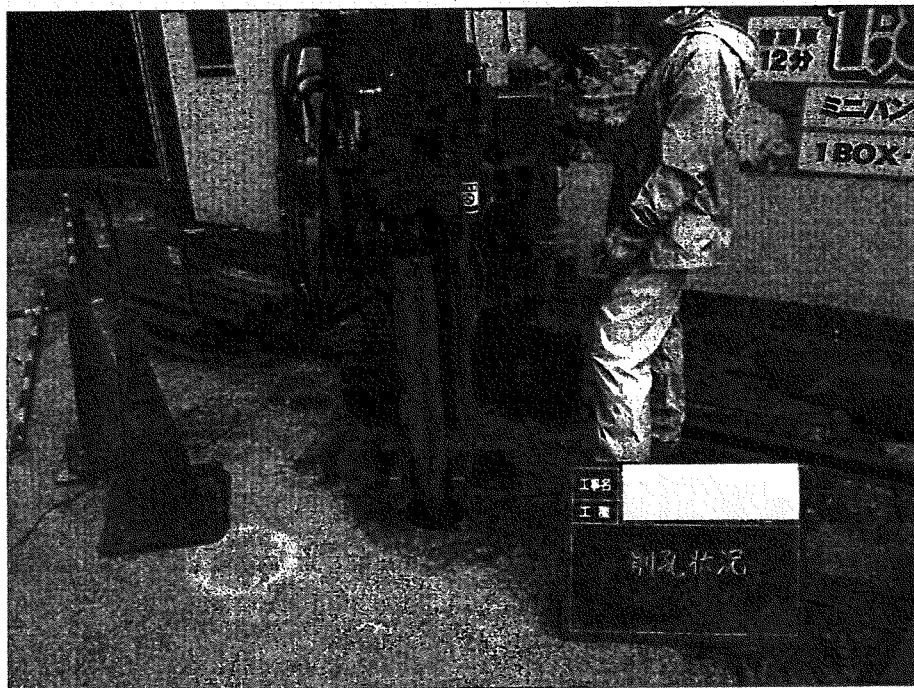


写真 6-1. ボーリング機械による土壌採取状況

8.分析結果

(1)土壌ガス分析結果（第一種有害物質）

土壌ガスの分析結果は下記表に示す通り、全調査地点においてベンゼンは定量下限値（0.05Volppm）未満（不検出）であった。

表 8-1. 土壌ガス分析結果表

採取日	分析項目：ベンゼン（土壌ガス）		
	調査地点	分析結果	定量下限値
令和3年1月13日	No.1	0.05未満(不検出)	0.05volppm
	No.2	0.05未満(不検出)	
	No.3	0.05未満(不検出)	
	No.4	0.05未満(不検出)	
	No.5	0.05未満(不検出)	
	No.6	0.05未満(不検出)	

算定方法（平成15年3月6日環境省告示第16号）

土壌ガス中の調査対象物質の濃度は、体積濃度（単位 volppm）で算出し、有効数字を2桁として3桁目以降を切り捨てて表示する。定量下限値は、ベンゼン以外の調査対象物質については0.1volppm、ベンゼンについては0.05volppmとし、これらの濃度未満の場合ND（不検出）とする。

(2)土壌分析結果（第二種有害物質）

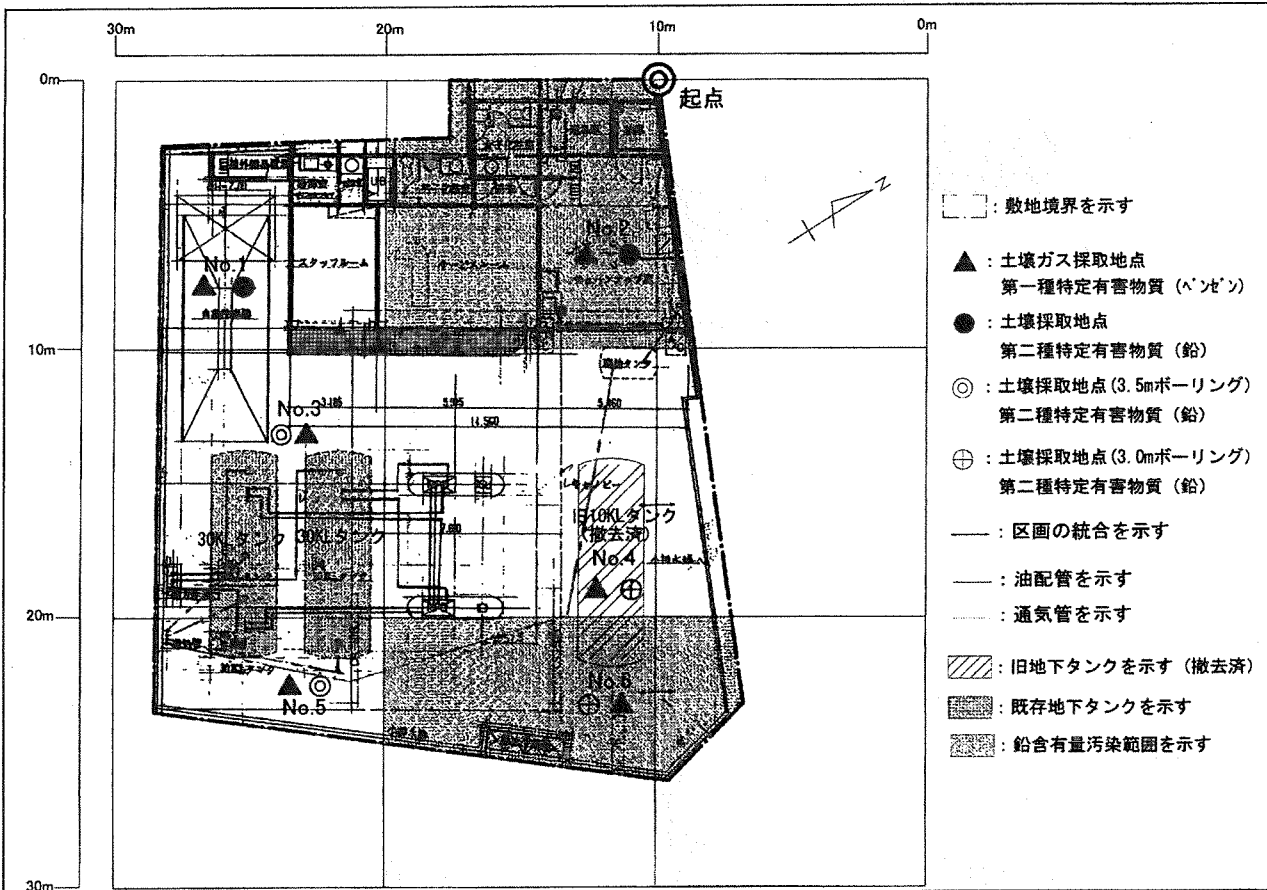
土壌の分析結果は下記表に示す通り、分析の結果、調査地点No.2表層～0.5m：160mg/kg、調査地点No.6表層～0.5m：250mg/kgにおいて鉛の含有量が処理基準値150mg/kgを超過し検出された。その他の深度については鉛の含有量（150mg/kg）、溶出量（0.01mg/L）ともに処理基準値に適合した。

表 4-2. 土壌析結果表

採取日	分析項目：鉛				
	調査地点	採取位置	深度	鉛(含有量)	鉛(溶出量)
令和3年1月14日	No.1	洗車機付近	0.00m～0.50m	31mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.2	リフト室	0.00m～0.50m	160mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.3	埋設配管付近	0.00m～0.50m	150mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.3	地下タンク底盤	3.00m～3.50m	10mg/kg未満	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.4	旧地下タンク配管付近	0.00m～0.50m	130mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.4	旧地下タンク底盤	2.50m～3.00m	35mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.5	埋設配管付近	0.00m～0.50m	82mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.5	地下タンク底盤	3.00m～3.50m	10mg/kg未満	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.6	旧地下タンク配管付近	0.00m～0.50m	250mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.6	旧地下タンク底盤	2.50m～3.00m	39mg/kg	0.005mg/L未満
	基準値			150mg/kg	0.01mg/L

9.概況調査結果図

鉛含有量による汚染が確認された範囲（平面）を示す。



採取日	分析項目：鉛				
	調査地点	採取位置	深度	鉛(含有量)	鉛(溶出量)
令和3年1月14日	No.1	洗濯機付近	0.00m~0.50m	31mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.2	リフト室	0.00m~0.50m	160mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.3	埋設配管付近	0.00m~0.50m	150mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.3	地下タンク底盤	3.00m~3.50m	10mg/kg未満	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.4	旧地下タンク配管付近	0.00m~0.50m	130mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.4	旧地下タンク底盤	2.50m~3.00m	35mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.5	埋設配管付近	0.00m~0.50m	82mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.5	地下タンク底盤	3.00m~3.50m	10mg/kg未満	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.6	旧地下タンク配管付近	0.00m~0.50m	250mg/kg	0.005mg/L未満
令和3年1月14日	No.6	旧地下タンク底盤	2.50m~3.00m	39mg/kg	0.005mg/L未満
	基準値			150mg/kg	0.01mg/L

II. 土壌汚染詳細調査

1. 調査概要

(1)調査件名

田実興産株式会社 浅草サービスステーション 土壌汚染状況調査（詳細調査）

(2)調査対象地

東京都台東区駒形1丁目3番12号（住居表示）
東京都台東区駒形一丁目3-6、3-7（地番表示）

(3)敷地面積

473.58m²（地積測量図より） 465.697m²（指定作業所台帳より）

(4)調査期間

現地調査：令和3年2月2日
分析期間：令和3年2月3日～令和3年2月12日

(5)調査目的

本調査は、令和3年1月13日、14日実施の概況調査の結果、土壌において鉛の含有量が処理基準値（150 mg/kg）を超過し検出された調査地点においてボーリング調査を実施し、同物質による深度方向における土壌汚染の有無を確認した。

尚、調査手法等は東京都環境確保条例及び東京都土壌汚染対策指針に基づき調査を実施した。

(6)調査項目

- ・第二種有害物質（重金属類）
（含有量）：鉛

(7)調査地点

既往調査（概況調査）において鉛の含有量が処理基準値（150 mg/kg）を超過し検出された調査地点、調査地点No.2及び調査地点No.6の近傍とした。

(8)調査数量表

土壌採取地点数：合計2地点【No.2、No.6】

土壌サンプル採取検体数：調査地点No.2

-0.6m、-1.0m、-2.0m、-3.0m、-4.0m、-4.5m（土質の変化点）
-5.0m、-6.0m※ 合計8深度×1地点=8検体

調査地点No.6

-0.6m、-1.0m、-2.0m、-2.85m（土質の変化点）、-3.0m、-4.0m、
-5.0m、 合計7深度×1地点=7検体

※調査地点No.2についてはガラ、レンガ片等が混入する土砂（埋土）の深度（表層土壌～4.5m）が深く、5.0mまでのボーリングの場合、2深度（-4.5m、-5.0mのサンプル）において鉛の含有量が基準値に適合するか不明であったため、-6.0m（砂質土）迄のボーリングを行い、追加で-6.0mのサンプル採取を行った。

尚、今回の調査で-5.0mまでの分析を実施した結果、No.2区画の汚染深度は確定した為、-6.0mのサンプルについては分析会社において保管とし、分析は行っていない。

2.調査地点図

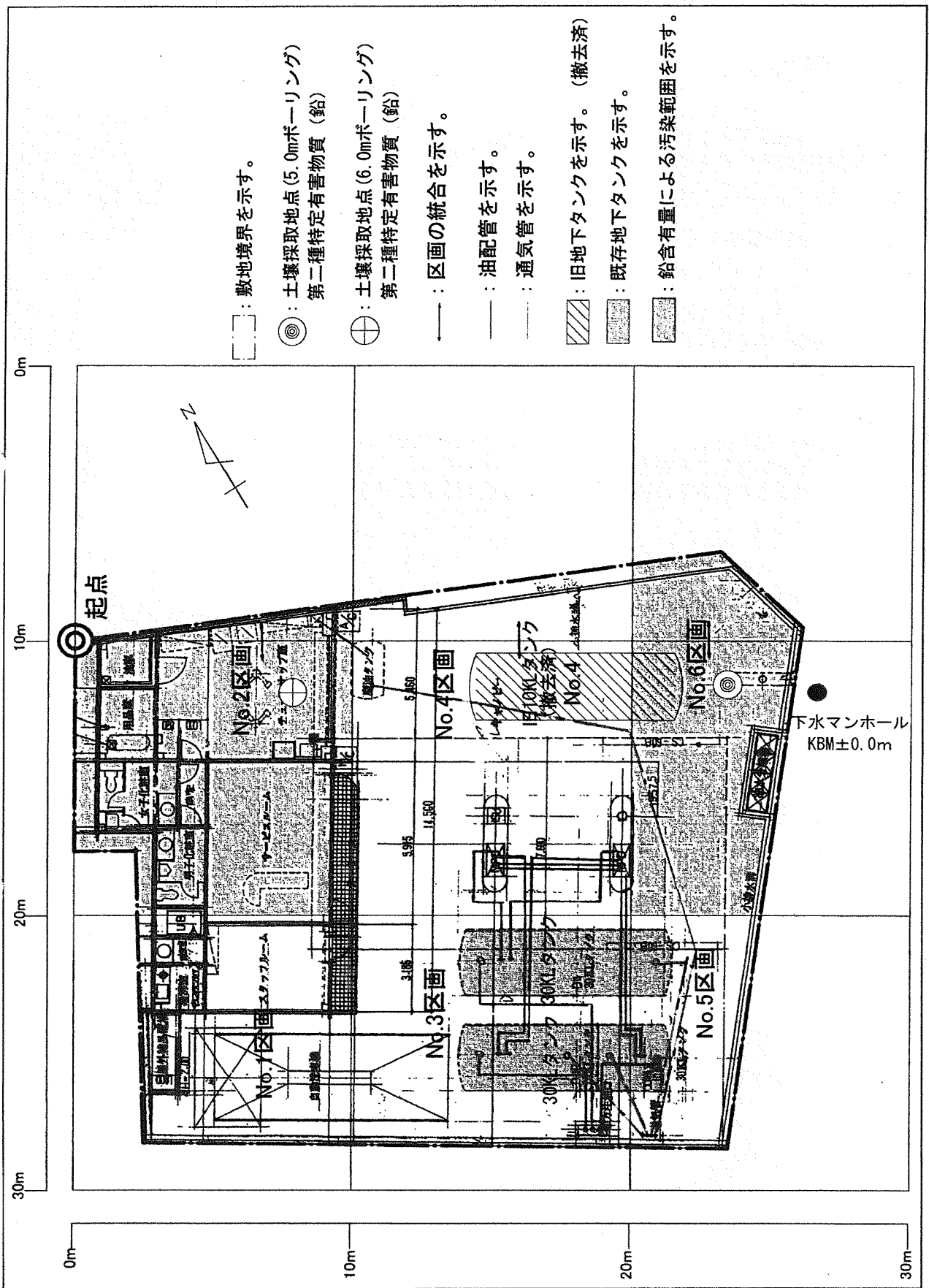


図 2-1. 調査地点位置図

3.調査方法

(1)土壌調査

①調査項目

- ・第二種有害物質（重金属類）
（含有量）：鉛

②調査地点

調査対象地の最北端の地点を起点とし、その起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により格子状に調査対象地を区画（単位区画：10m×10m=100m²）する。採取地点は概況調査において鉛の含有量が処理基準値を超過し検出された調査地点No.2及び調査地点No.6の近傍において行い、調査地点No.2については6.0m、調査地点No.6については5.0mのボーリング調査を実施した。

（図2-1.調査地点位置図参照）

- （1）一辺が10mに満たない半端なサイズの区画がある場合、その区画が接する区画と合わせて130m²を超えない範囲であれば、1つの区画に統合することができる。
- （2）統合した区画が130m²以下であっても、区画の長軸が20mを超えたものは分割しなければならない。

③土壌及び地下水試料採取方法

コアカッターにより土間コンクリートを窄孔し、碎石等を取り除いた面を土壌表面（土壌採取基準面）としボーリング調査は、図-1に示すように、自走式ボーリングマシンを利用して無水のオールコアボーリングを実施する。掘削は、φ86mm サンプラーを低速回転及び高周波パイプロ（振動装置）をさせながら掘削する方式とする。また、孔壁の保護及び地下水及び宙水のコンタミネーション（混合）を防ぐためにφ101mm ケーシングパイプの挿入を行った。

（例：削孔深度-5.0mの場合はケーシングパイプ-4.0mまで挿入）

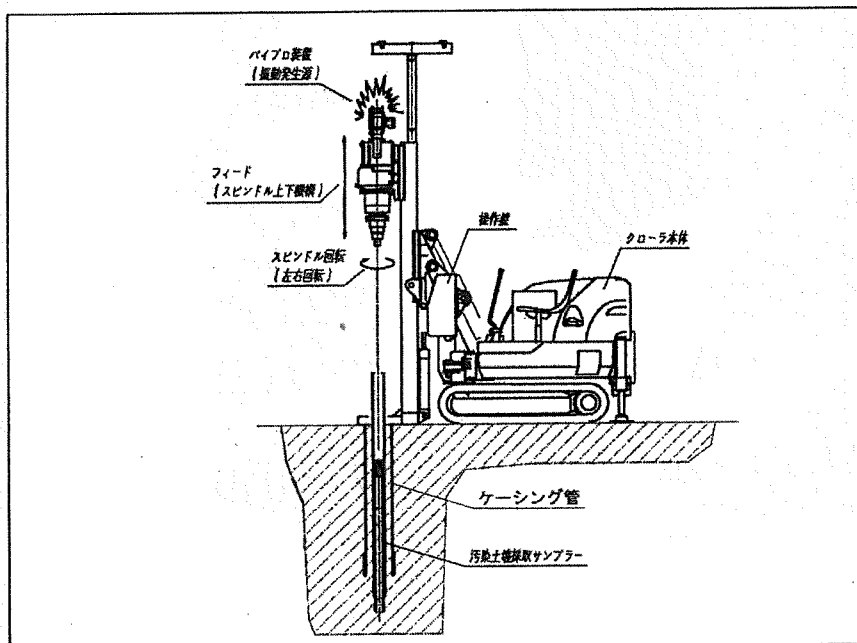


図3-1. ボーリング調査土壌・地下水採取例

④調査数量（土壌）

・土壌

1) 分析項目：鉛（含有量）

2) 調査地点：No.2、No.6 計 2 地点

3) サンプル採取検体数：調査地点No.2

-0.6m、-1.0m、-2.0m、-3.0m、-4.0m、-4.5m（土質の変化点）
 -5.0m、-6.0m※ 合計 8 深度×1 地点=8 検体

調査地点No.6

-0.6m、-1.0m、-2.0m、-2.85m（土質の変化点）、-3.0m、-4.0m、
 -5.0m、 合計 7 深度×1 地点=7 検体

※調査地点No.2 についてはガラ、レンガ片等が混入する土砂（埋土）の深度（表層土壌～4.5m）が深く、5.0mまでのボーリングの場合、2 深度（-4.5m、-5.0mのサンプル）において鉛の含有量が基準値に適合するか不明であったため、-6.0m迄（砂質土）のボーリングを行い、追加で-6.0mのサンプル採取を行った。

尚、今回の調査で-5.0mまでの分析を実施した結果、No.2 区画の汚染深度は確定した為、-6.0mのサンプルについては分析会社において保管とし、分析は行っていない。

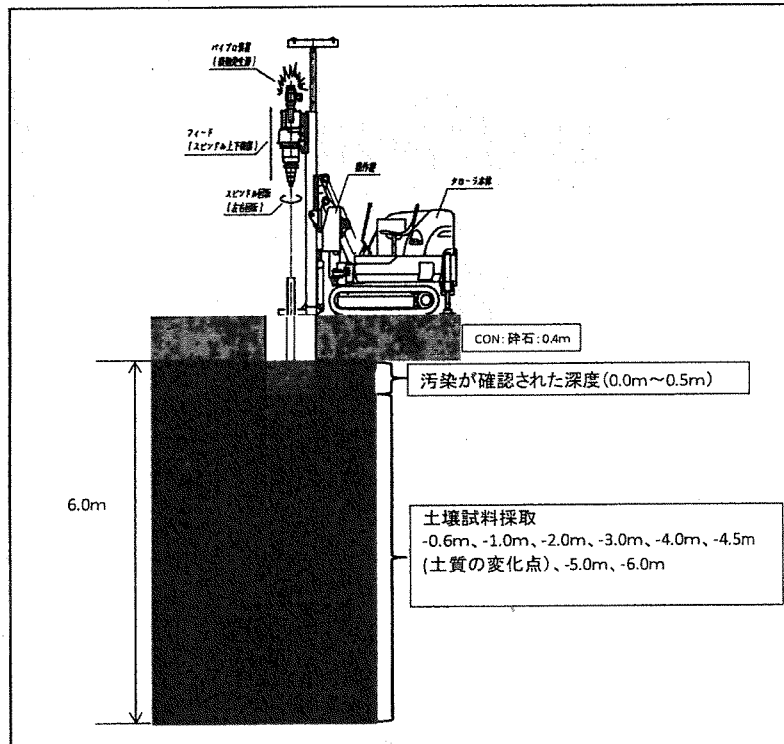


図 3-2. 調査地点 No.2 ボーリング調査概略図

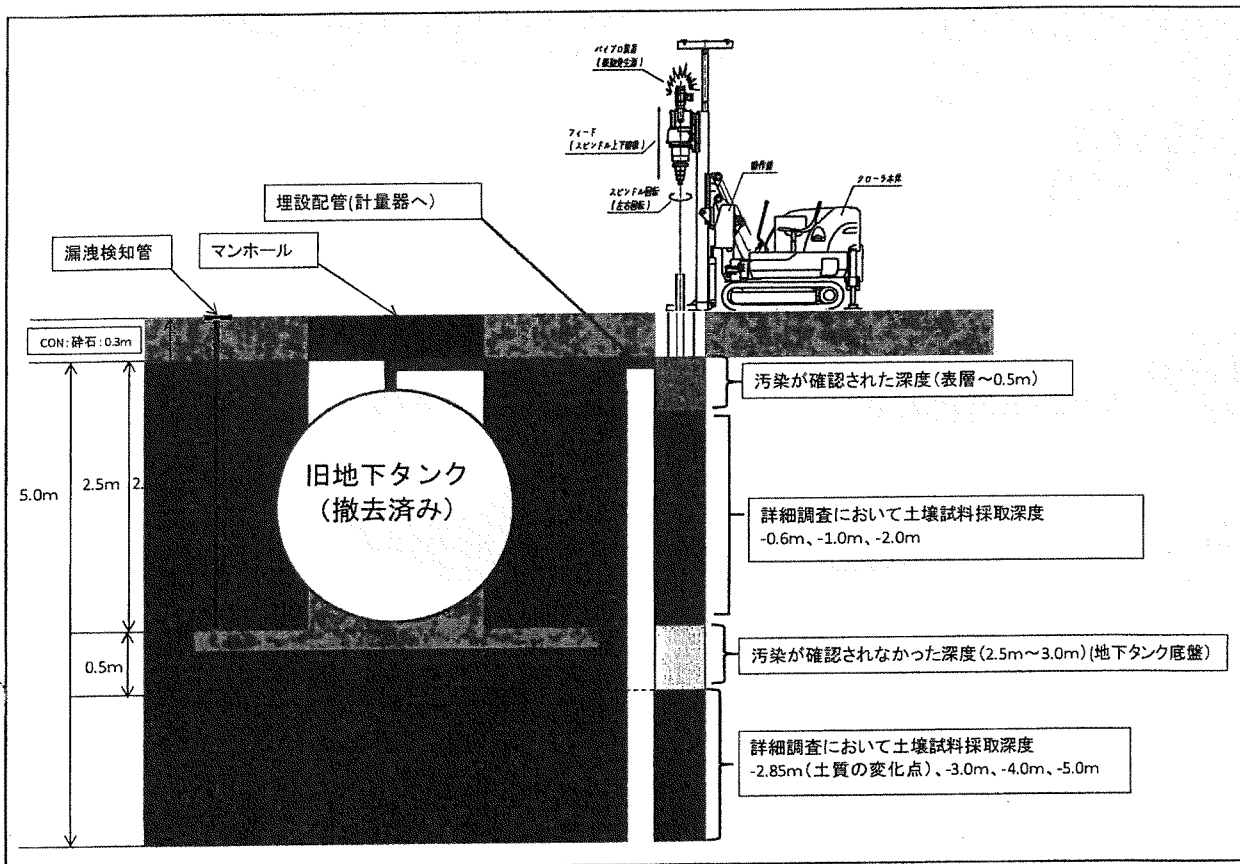


図 3-3. 調査地点 No.6 ボーリング調査概略図

④水準測量

東側マンホールを仮ベンチ (KBM±0.0m) とし対象区画の水準測量を行った。

(図 2-1. 調査地点位置図参照)

表 3-1. 水準高一覧表 単位 : m

側点	KBM	調査地点No.2	調査地点No.6
水準高 (m) (南東側マンホール)	0.00m	+0.23m	+0.09m

各地点の基準高は土間コンクリート (被覆部) 上端の数値とする。

4.分析内容

(1)分析方法

含有量分析（環境省告示第19号〔平成15年〕）

計量項目	計量方法	土壤含有量基準 (mg/kg)
鉛	JIS-K 0102-54.4	150

5.分析結果

①調査地点No.2

分析の結果、-0.6m : 350 mg/kg、-1.0m : 180 mg/kg、-2.0m : 280 mg/kg、-3.0m : 200 mg/kg
において鉛の含有量が処理基準値 150 mg/kgを超過し検出された。

②調査地点No.6

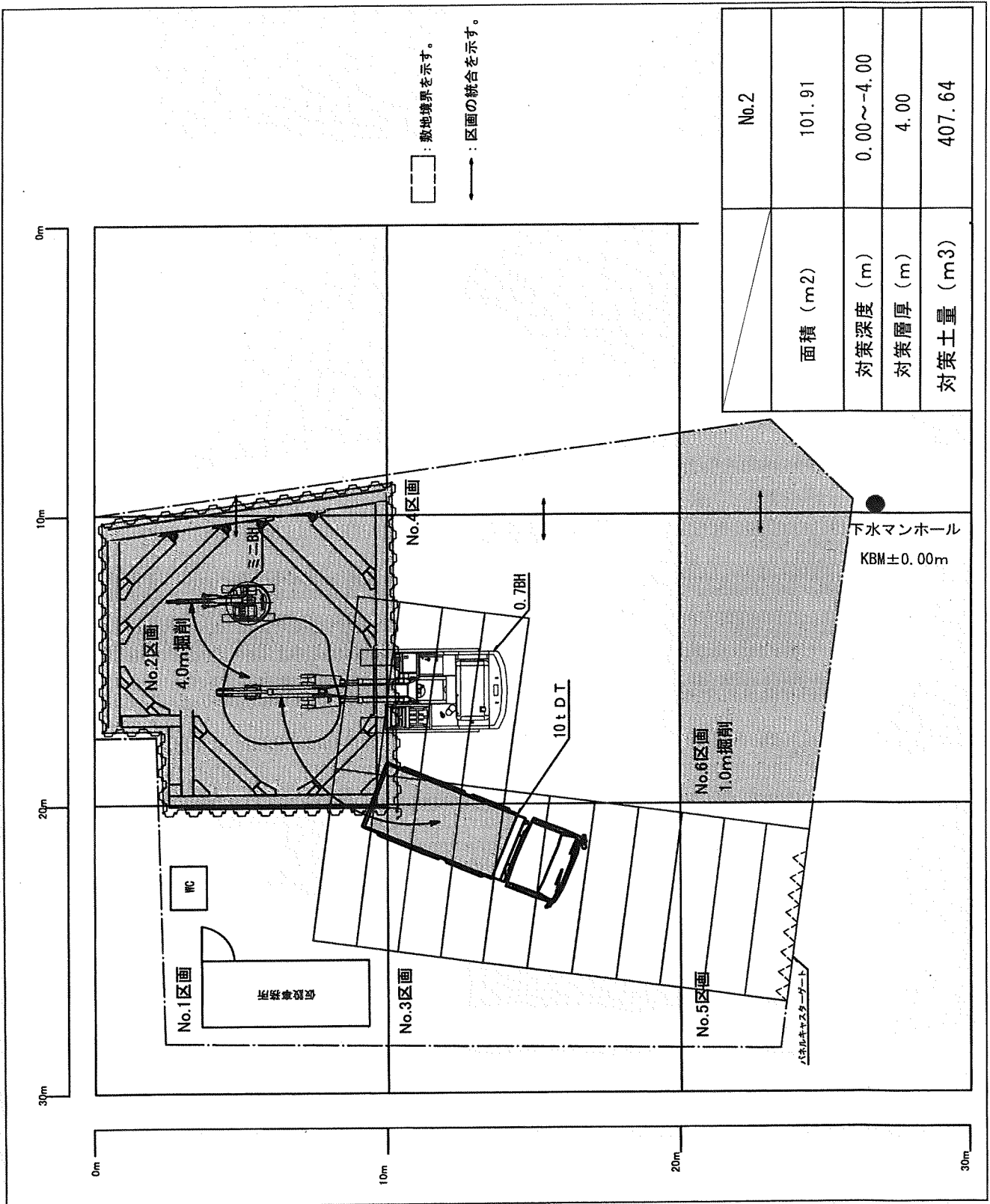
分析の結果、-0.6m : 180 mg/kgにおいて鉛の含有量が処理基準値 150 mg/kgを超過し検出された。
その他の深度については鉛の含有量は処理基準値に適合した。

表 5-1. 土壤分析結果一覧

採取日 項目	令和3年2月2日 鉛及びその化合物 (mg/kg)	
	No.2	No.6
深度		
-0.6m	350	180
-1.0m	180	150
-2.0m	280	12
-2.85m (土質の変化点)	—	10未満
-3.0m	200	10未満
-4.0m	70	10未満
-4.5m (土質の変化点)	10未満	—
-5.0m	30	10未満
-6.0m	分析会社にて保管	—
土壤含有量 基準値 (mg/kg)	150	

赤字: 処理基準値超過を示す。

②No.2 区画対策範囲施工図



	No.2
面積 (m ²)	101.91
対策深度 (m)	0.00~4.00
対策層厚 (m)	4.00
対策土量 (m ³)	407.64

図 3-4. No.2 区画対策範囲施工図

③No.2 区画掘削断面図 (0.0m~4.0m)

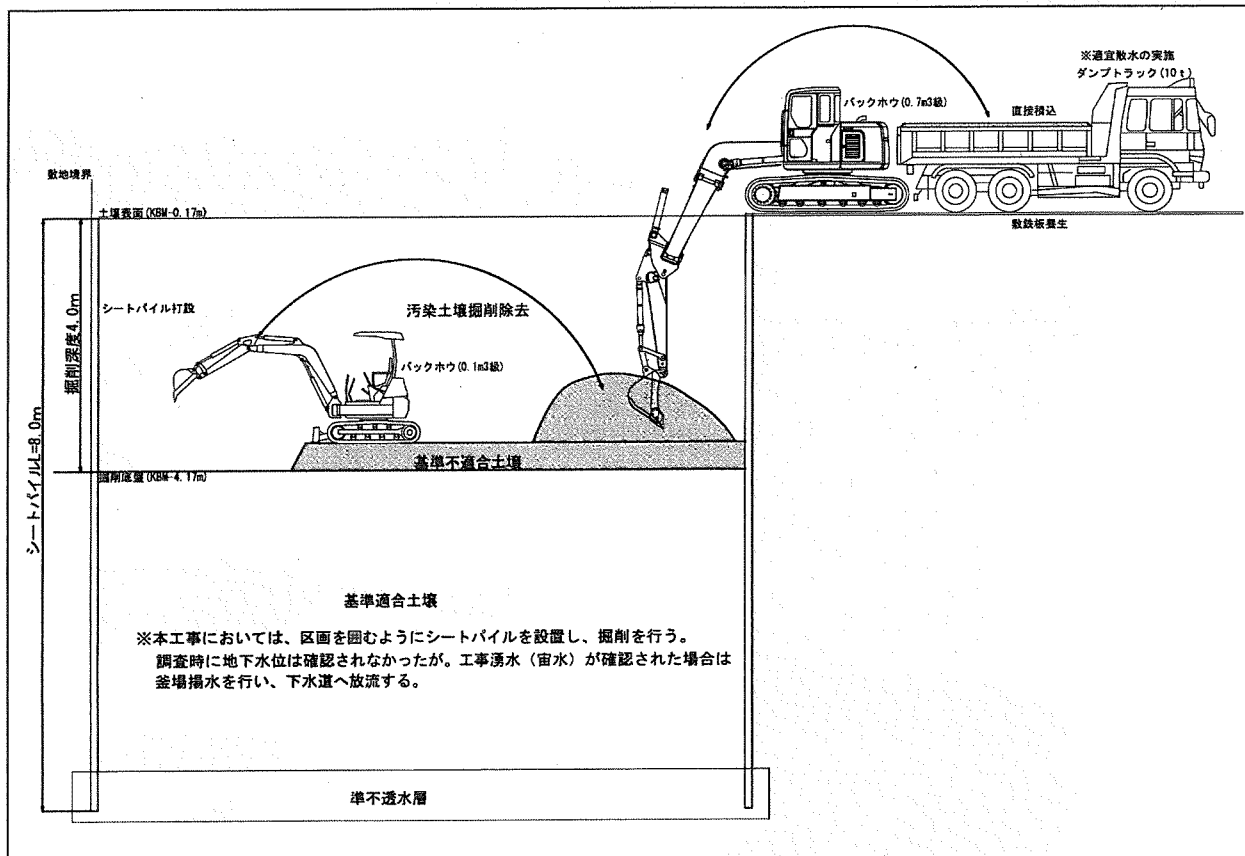


図 3-5. No.2 区画 汚染土壌掘削断面図 (0.0m~4.0m)

・ 4.0mまでの鉛溶出量汚染土壌掘削除去後、出来形管理（写真管理）を行う。

④No.2 区画埋戻断面図

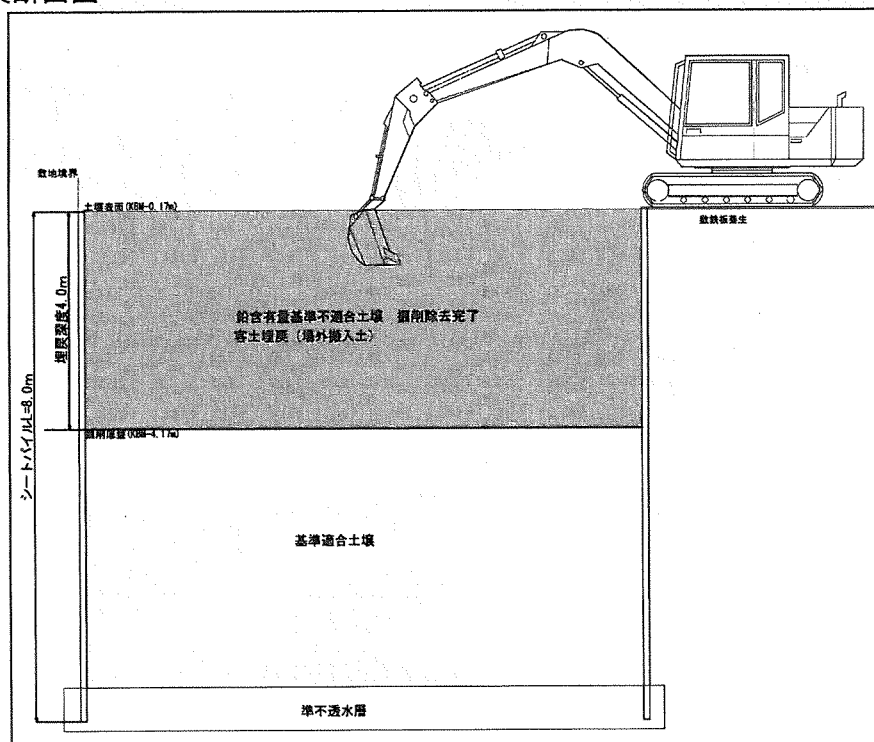


図 3-6. No.2 区画 埋戻断面図

⑥No.6 区画対策範囲施工図

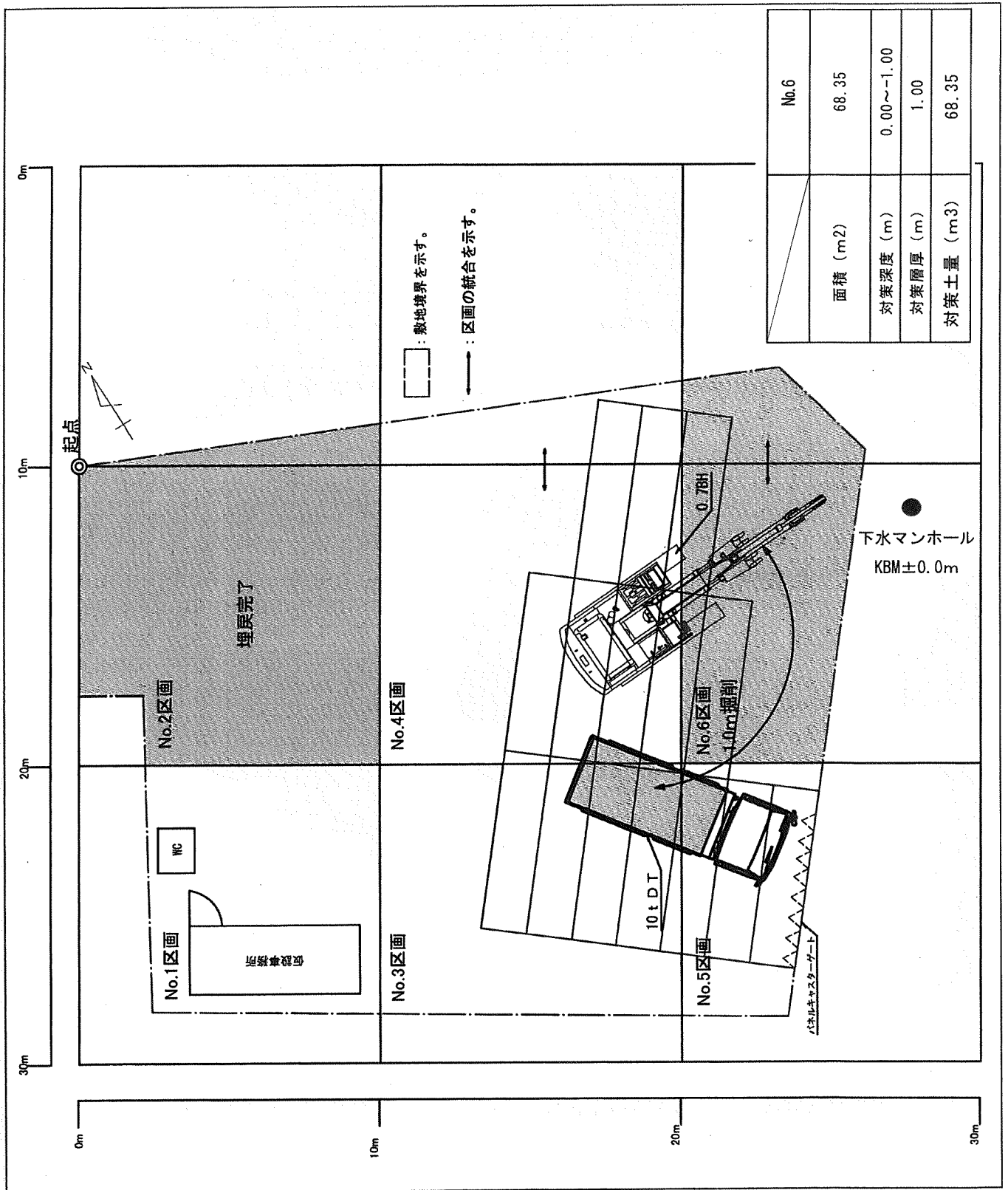


図 3-8. No.6 区画 対策範囲施工図

⑦No.6 区画 汚染土壌掘削断面図 (0.0m~1.0m)

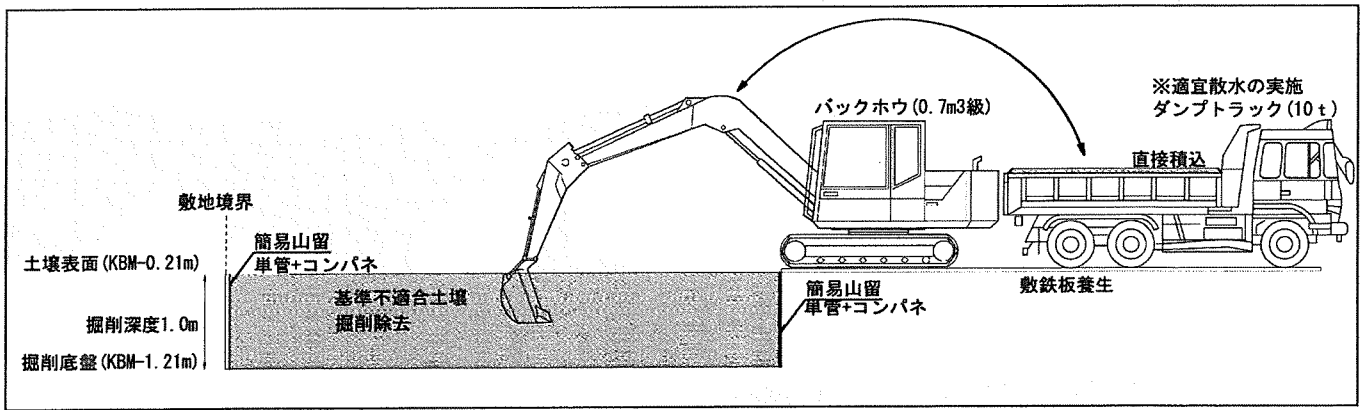


図 3-9. No.6 区画 汚染土壌掘削断面図 (0.0m~1.0m)

- ・ 1.0mまでの鉛溶出量汚染土壌掘削除去後、出来形管理（写真管理）を行う。

⑧No.6 区画 埋戻断面図

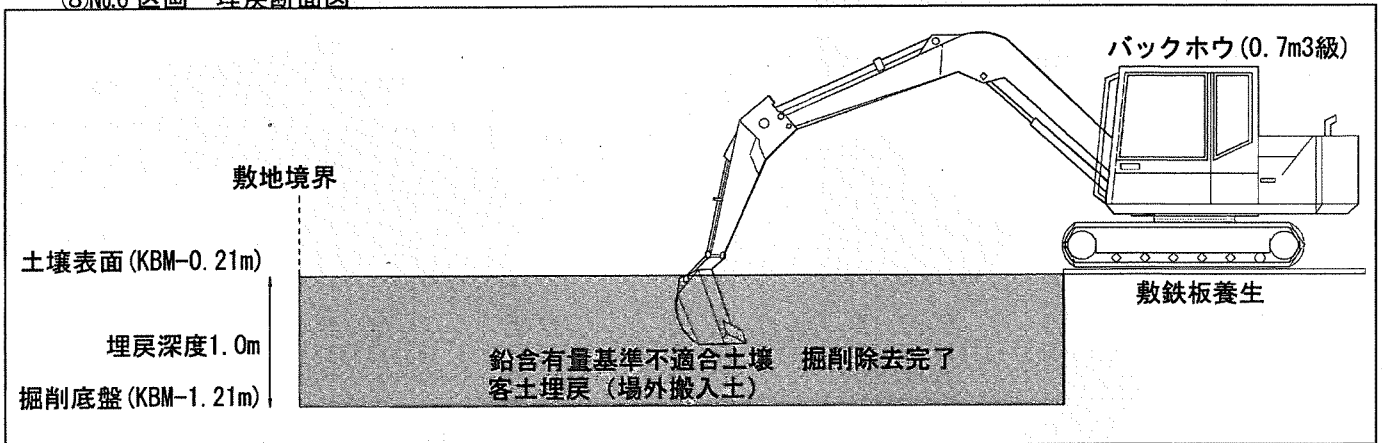


図 3-10. No.6 区画 埋戻断面図

2. 汚染拡散防止対策実施範囲

(1) No.2 区画平面及び対策深度絞込み調査 (2021年4月20日実施)

本工事では、汚染が確認されたNo.2区画の北側隣地境界部分で試掘を行った際に既存のPC杭が確認され、これらが障害物となり敷地境界部分にシートパイル(山留)が打設できない事から、汚染範囲(平面)の絞込み調査(2.0m×1.3m=2.6m²)を行った。

さらに深度方向の絞込み調査(No.2区画)を実施して対策土量の減少を行った。

絞込み調査の結果を表2-1. 絞込み調査結果一覧及び拡散防止対策計画範囲図(絞込み調査結果図)に示す。

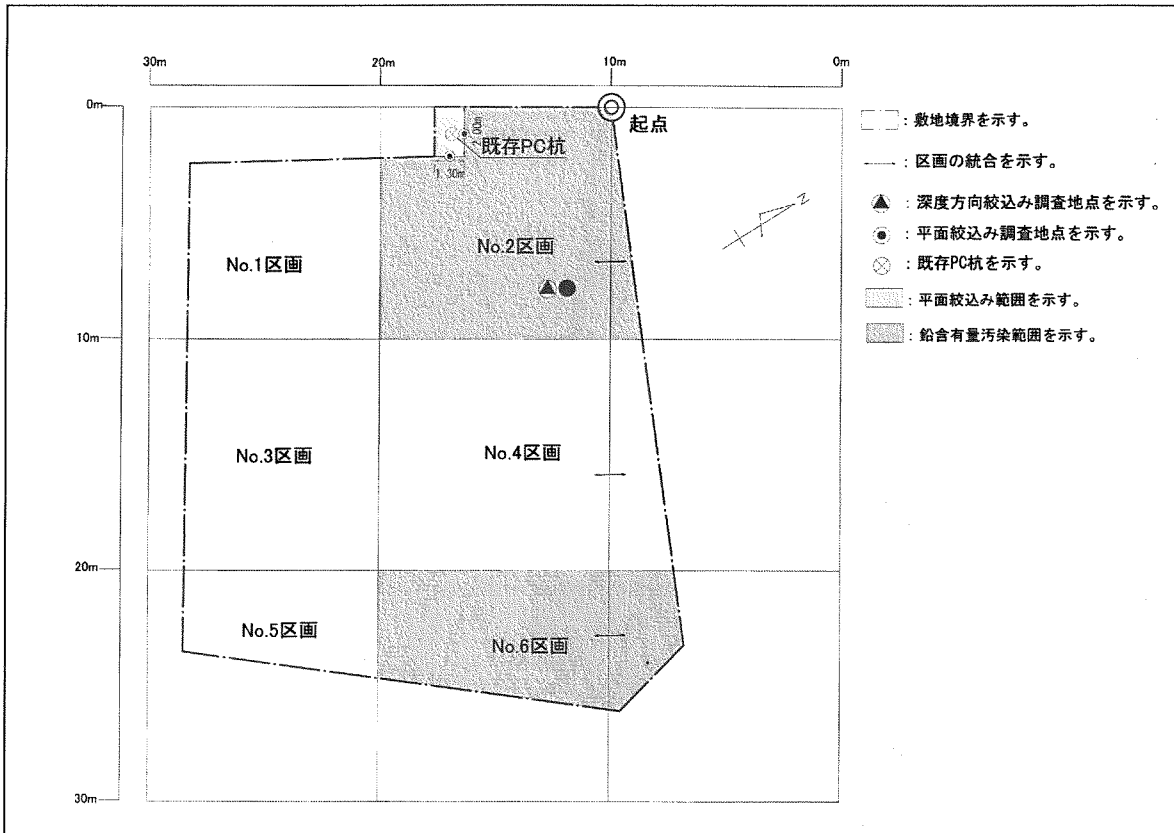


図 2-1. 絞込み調査地点位置図

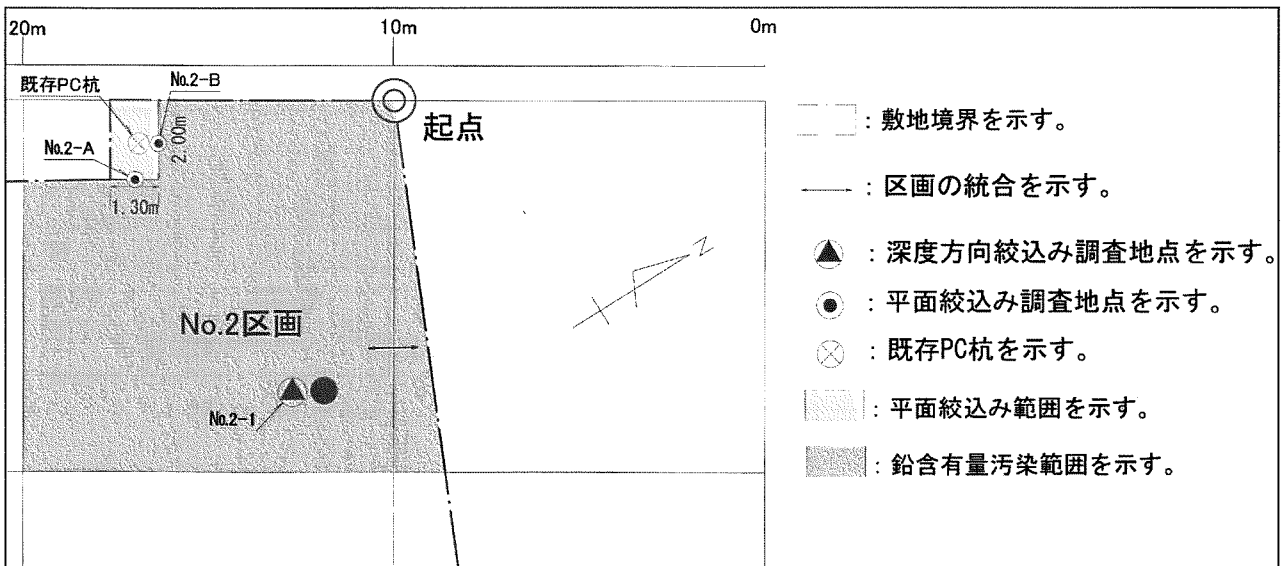


図 2-2. 絞込み調査地点位置図 (拡大)

表 2-1. 絞込調査結果一覧

区画名	状況調査	平面絞込調査		深度絞込調査	基準値
		No.2-A	No.2-B	No.2-1	
No.2	No.2	No.2-A	No.2-B	No.2-1	150
汚染物質	鉛及びその化合物 (mg/kg)				
表層~0.5	160	15未満	15未満	-	
-0.6m	350	15未満	15未満	-	
-1.0m	180	15未満	15未満	-	
-2.0m	280	15未満	15未満	-	
-3.0m	200	15未満	15未満	-	
-3.5m	-	-	-	15未満	
-4.0m	70	15未満	15未満	-	
-4.5m	10未満	15未満	15未満	-	
-5.0m	30	15未満	15未満	-	

 : 対策範囲を示す。
 赤字 : 基準値超過

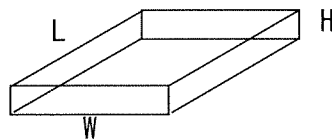
深度絞込み調査の結果、GL-3.5mの深度において鉛及びその化合物（含有量）は処理基準値に適合した。
 平面絞込み調査において全深度において鉛及びその化合物（含有量）は処理基準値に適合した。

(2) 地中障害物等による対策土量の減少

No.2 区画、No.6 区画については地中障害物が確認されたため減少した。

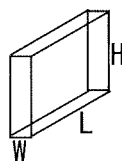
① No.2 区画

$$L3.3m \times W1.5m \times H0.4m = 1.98m^3$$

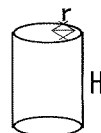


② No.6 区画

$$L1.5m \times W0.3m \times H0.79m = 0.35m^3$$



$$\pi \times 3.14 \times r0.15m \times r0.15m \times H0.62m = 0.04m^3$$



②No.2 区画対策範囲施工図

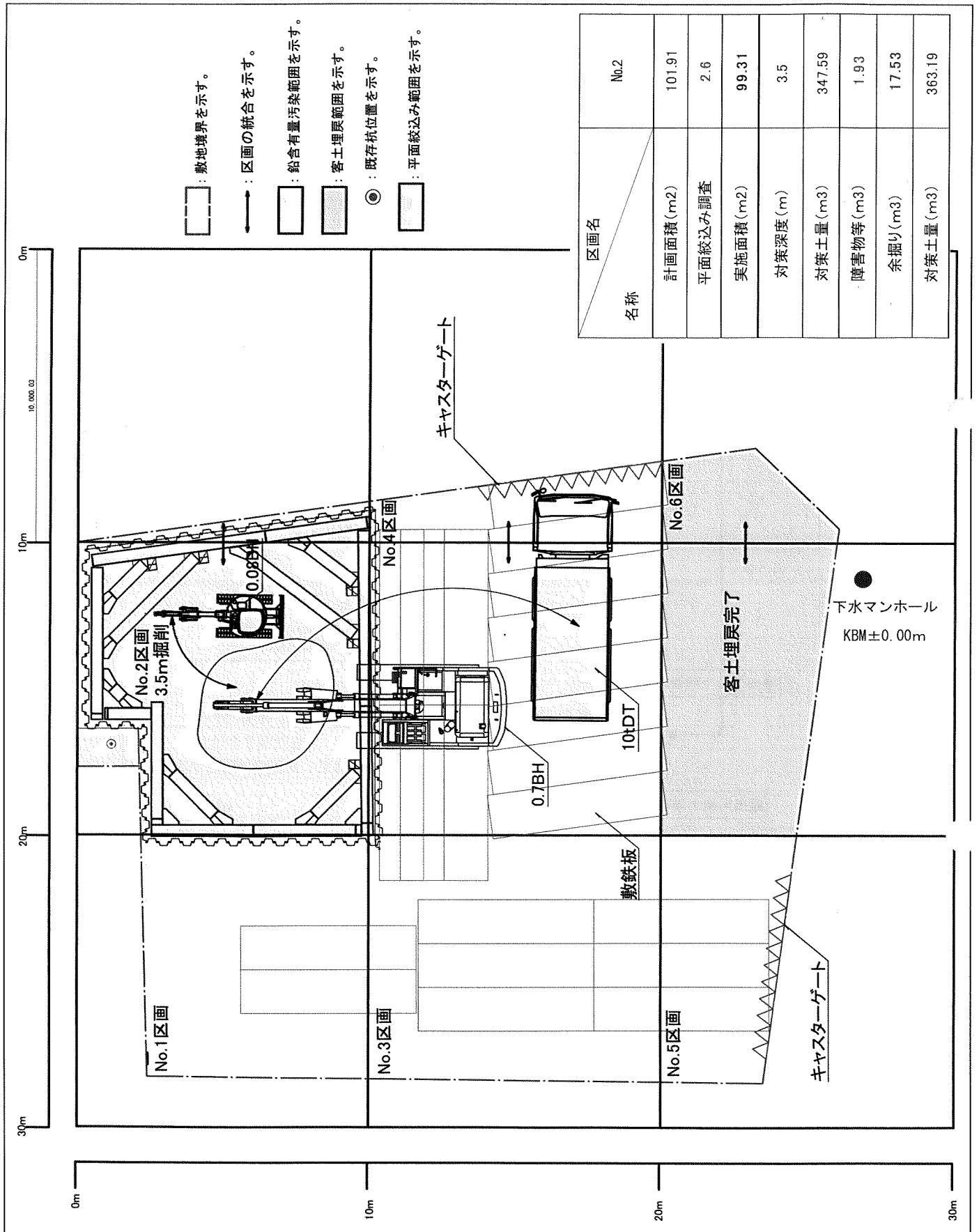


図 3-4. No2 区画 汚染土掘削平面図

③No.2 区画掘削断面図 (0.0m~3.5m)

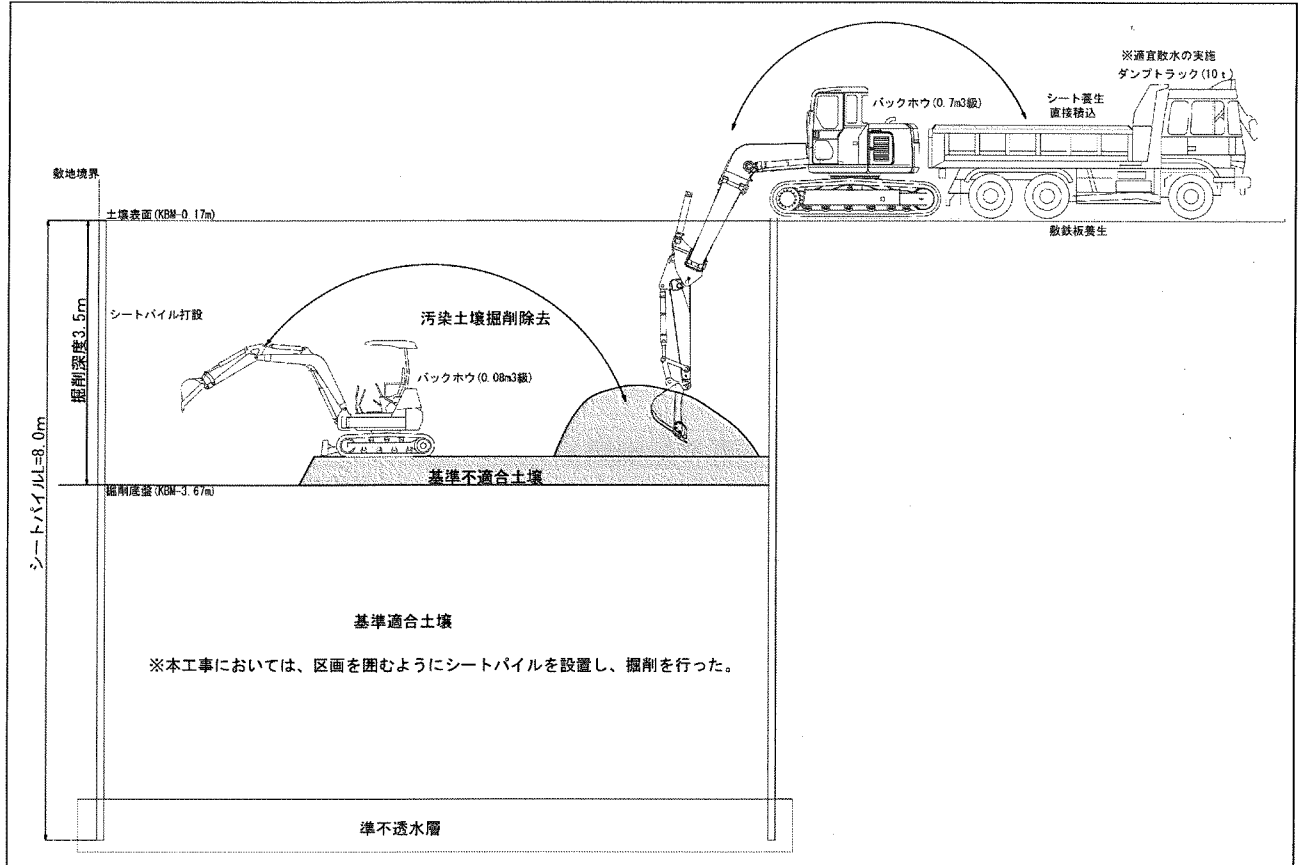


図 3-5. No.2 区画 汚染土壌掘削断面図 (0.0m~3.5m)

・3.5mまでの鉛含有量汚染土壌掘削除去後、出来形管理 (写真管理) を行った。

④No.2 区画埋戻断面図

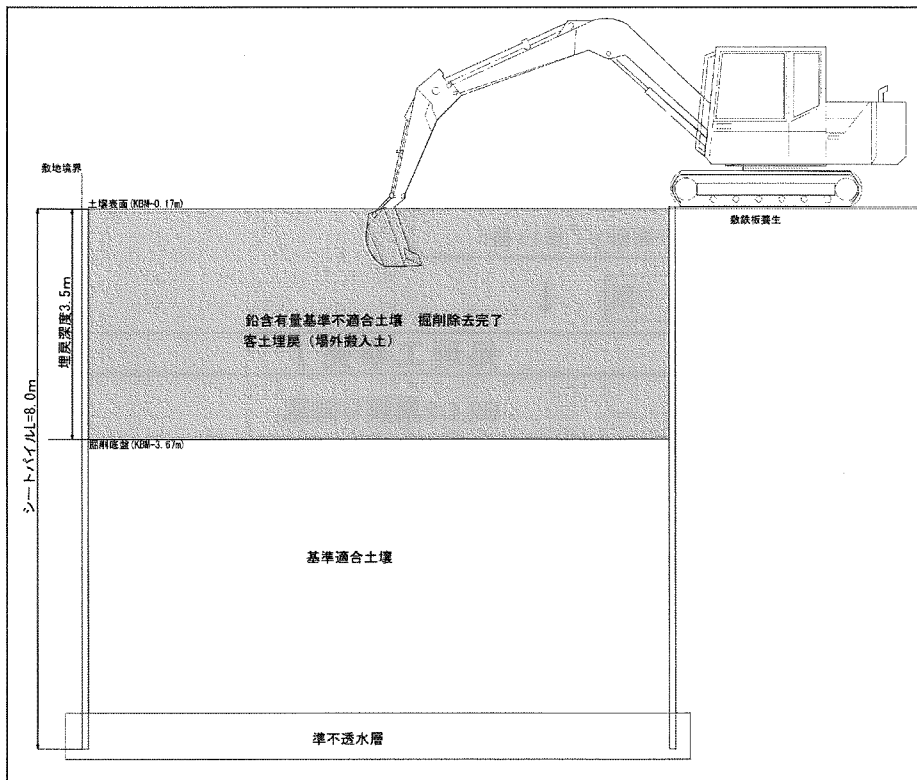
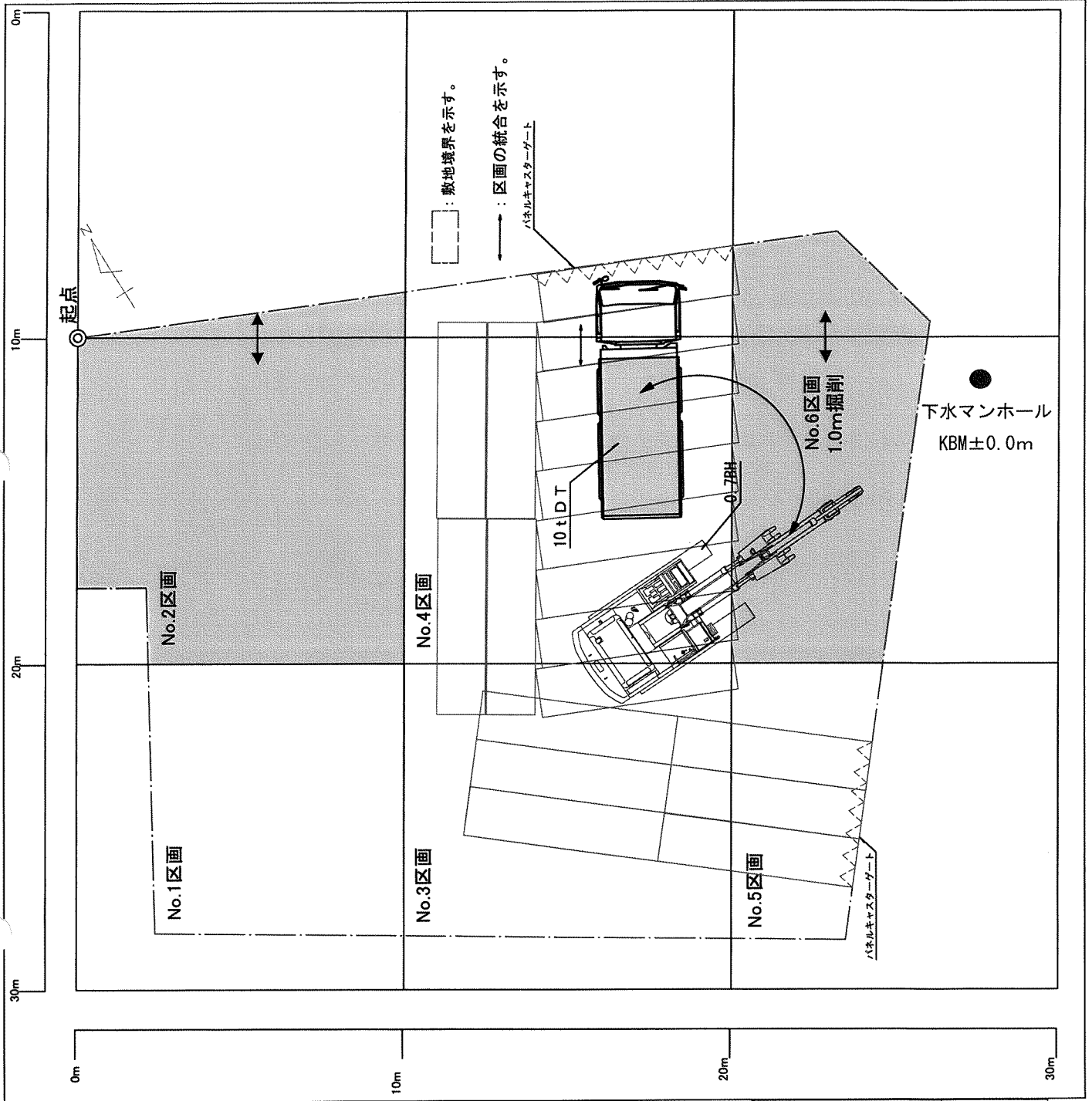


図 3-6. No.2 区画 埋戻断面図

⑥No.6 区画対策範囲施工図



区画名	
名称	No.6
計画面積(m ²)	68.35
平面校込み調査	-
実施面積(m ²)	68.35
対策深度(m)	1.0
対策土量(m ³)	68.35
障害物等(m ³)	0.39
余掘り(m ³)	-
対策土量(m ³)	67.96

図 3-8. No.6 区画 対策範囲施工図

⑦No.6 区画 汚染土壌掘削断面図 (0.0m~1.0m)

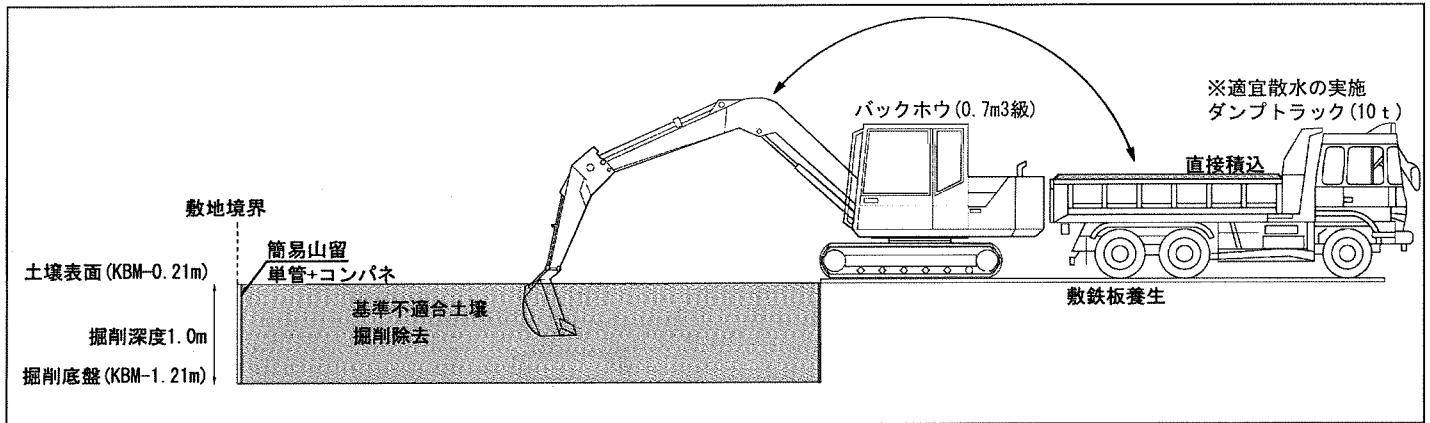


図 3-9. No.6 区画 汚染土壌掘削断面図 (0.0m~1.0m)

・ 1.0mまでの鉛溶出量汚染土壌掘削除去後、出来形管理（写真管理）を行った。

⑧No.6 区画 埋戻断面図

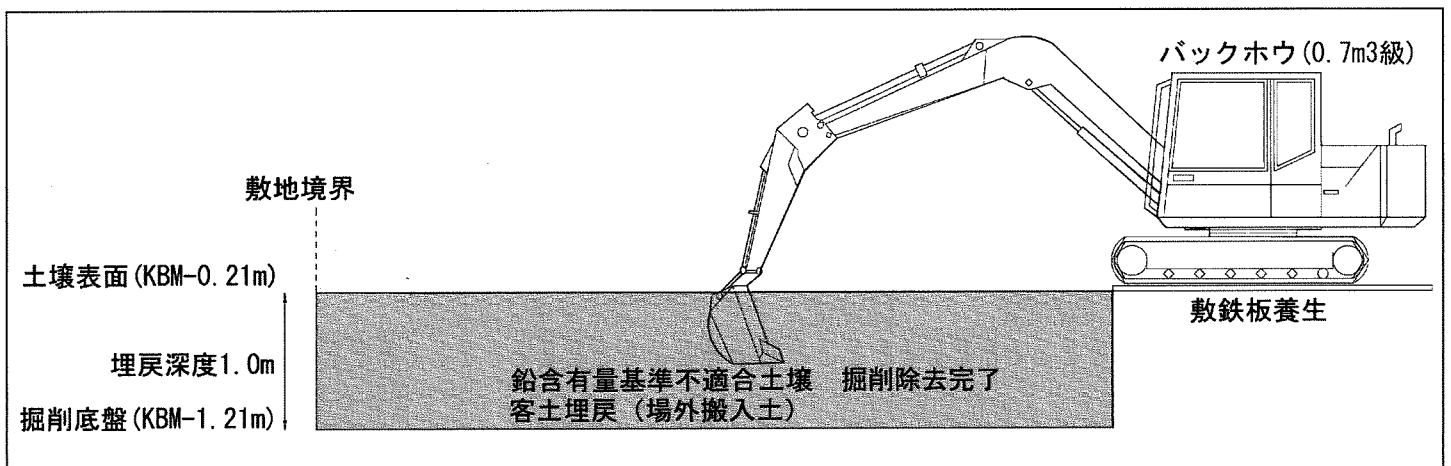


図 3-10. No.6 区画 埋戻断面図

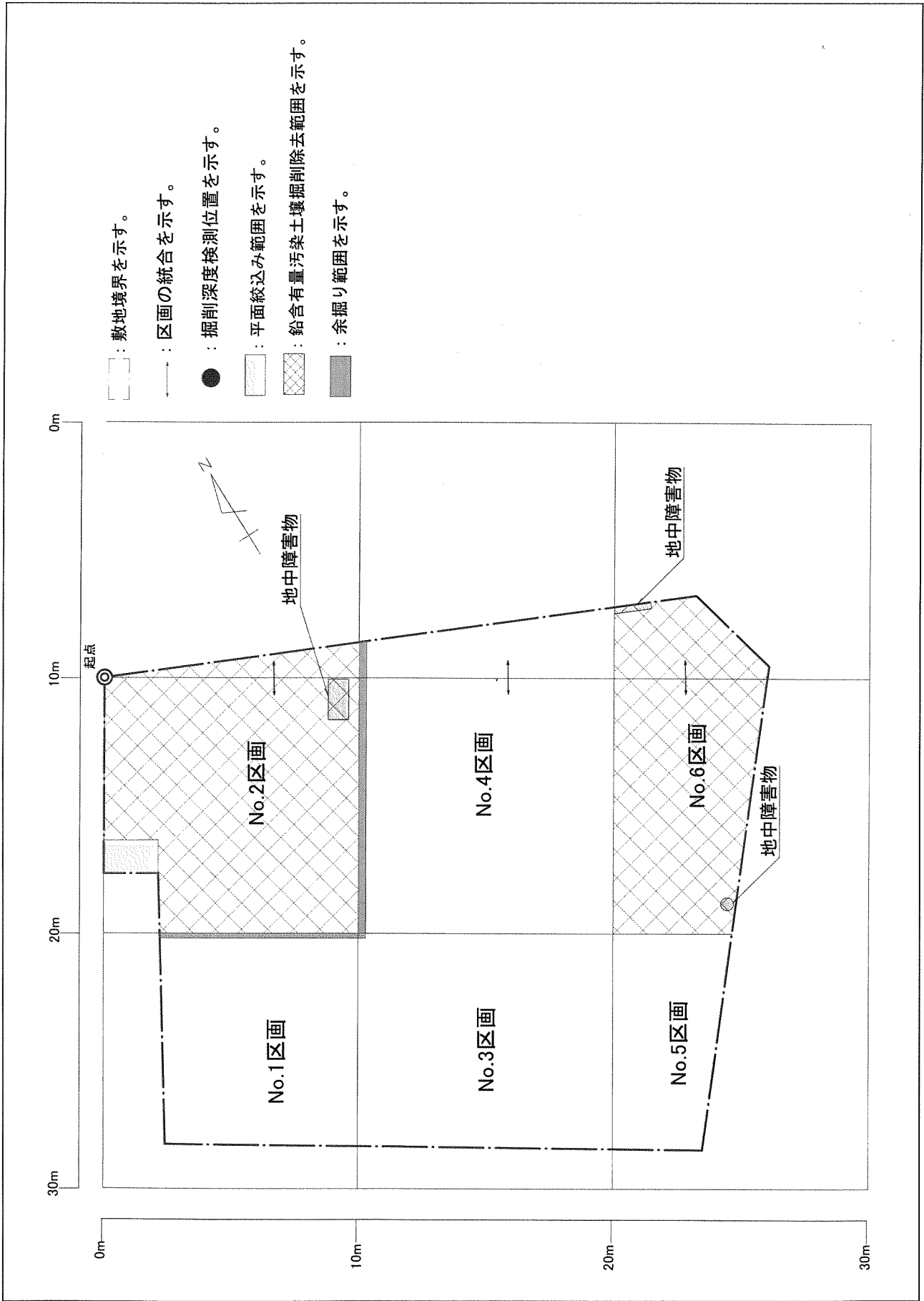


図 3-13. 拡散防止実施範囲図